

平成29年

目黒区教育委員会

第13回定例会会議録

(平成29年4月4日開催)

第13回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成29年4月4日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	後藤 幸子

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	増田 武
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	石松 千明

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- |       |      |  |
|-------|------|--|
| 日程第 1 | 報告事項 | 平成 2 9 年度における学校の空間放射線量及び<br>学校給食放射性物質の測定について (案) |
| 日程第 2 | 報告事項 | 都内公立中学校第 3 学年の評定状況の結果につ<br>いて                    |
| 日程第 3 | 報告事項 | 情報機器等の紛失について                                     |

(午前9時開会)

- 教育長 第13回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。  
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 平成29年度における学校の空間放射線量及び学校給食放射性物質の測定について(案))

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がございますか。
- 委員 一番最初のページに、測定結果が0.23マイクロシーベルト・パー・アワーを超えた場合に、すぐ立入禁止にしてということですが、0.23マイクロシーベルト・パー・アワーという基準は、どこから来たものなのでしょうか。
- 説明員 区の全体の取り扱いの中で0.23マイクロシーベルト・パー・アワー、これはもともと原子力委員会などが出している基準値で、この値だったら安全だということから、区として0.23マイクロシーベルトを超える場合には対応しようということを決めているものと認識してございます。
- 教育長 若干補足をさせていただきますけれども、この放射線量の限界値については、全世界の科学者、知見者が集まって何年もかかって検討してきた結果として、当初年間100ミリシーベルトというのが基準にあったわけですが、現在はICRP国際放射線防護委員会という機関において、年間1ミリシーベルトという結論に達しているわけがございます。これを365日で割っていきますと、1日8時間の計算ですが、これを割り返していくと、屋内にいる時間、屋外にいる時間も含めてトータルで計算し0.23マイクロシーベルトになるわけです。
- 委員 安心と安全は違って、これは安心の域まで高めた基準になっている。もちろん、教育委員会としては安心まで高めた基準でいいと思いますけれども、ただいつも念頭に置いていかなければいけないのは、これは安心域まで高めた結果なんだということを、どこか念頭に置いて対応していただければなと思います。これは要望です。
- 教育長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。  
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 都内公立中学校第3学年の評定状況の結果について)

- 説明員 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等はございますか。
- 委員 この評定はできるだけ客観的に、客観性・信頼性の確保と書いてあるのですが、これはどなたが、どういう機関がこの評定を行っているのか。各学校間の平準化がされているかどうか、お伺いしたいと思います。
- 説明員 まず、この評定につきましては、これまで集団の中での相対的な位置を示すものから、目標を設定してそれに準拠した評価、いわゆる絶対評価という形になって、子どもたちの成長を見取っていこうという評価に変わりました。
- ですので、各学校で1つの単元、教科の単元を設定したときに、その単元でそれぞれ子どもたちの達成してほしいという状況の目標値、これを各学校ごとに設定します。この設定した中で、各単元ごとの評価、A、B、Cという評価、観点別評価になります。関心意欲、技能、知識、思考力・判断力の4つの観点でそれぞれの単元をA、B、Cの3段階で評価していきます。これを学期ごとにまとめて総括し、学期ごとの評定を出していきます。
- これが中学校の場合は、1から5までという評定を出していく。さらにはその教科、学年末で学期ごとの評定を総括して学年の評定をしていくということで、この評価の目標そのものを学校が設定し、それを教科の担任、教員が評価・評定を行って、校長が決裁をしていくという形です。
- 委員 そうなりますと、その基準に対して非常に厳格に判定する先生と、そうでない先生とが出てくると思うのですが、それを平準化するというような働きかけ、又は是正はされないのでしょうか。
- 説明員 ご指摘のように、例えば中心化傾向を示したり、あるいは寛大化傾向を示したりということは、教員によっては、あり得るという認識をしております。ですので、評価・評定につきましては、常に各学校でしっかりと研修をし、そういった中心化傾向ですとか、寛大化傾向にならないように適正に評価するよう研修に努め、管理職も確認をしていくというところで進めているところでござ

います。

○委員　この評定結果がその先生の評価につながるということはあるのですか。

○説明員　この評価・評定結果がその教員の評価につながるということとはございませんけれども、例えば、保護者からどうしてこういう評定になったのかという質問があったときに、その保護者が納得するような説明ができない場合には、正しい業務を遂行しているとは言えない、という評価を行う場合もあると思っております。

○委員　先ほどの説明で絶対評価に近いものになっているということと、その場合の評価の仕方として、目標というものを設定されているというのは非常に前向きでよろしいかとは思いますが、そういった方法を取りながら、資料3は結果の数字だけが出ているということになります。こういった資料についてはどういう形で公表されるのかを伺います。

○説明員　それぞれの学校でこの5段階評定をしてございますけれども、学習指導要領に定められた内容、これを子どもたちにしっかりと学ばせてほしいという中で、この目標及び内容を7割から8割の子どもたちが達成するように、教員は目指して指導してございますので、3、4、5の割合が7割から8割となるような授業を目指しているところでございます。

ですので、この評定の割合がどうだということよりも、むしろ3以上、3がいわゆる標準、達成しているというところでございますので、3以上の子どもが一人でも多くなるような指導を心がけるべきであると考えております。

資料につきましては、こちらは東京都の調査であり、東京都のホームページで公表しております。

○委員　今の説明でよくわかりましたが、例えば、3以上が7割というようなことについて、保護者の方々に説明するのでしょうか。

○説明員　学習指導要領が示されて、そのたびに何割程度の子どもたちがこれを達成すれば、内容の習得をすればいいのか、あるいは達成を目指すのかというのは議論はされておりますけれども、正確に7割以上の子どもが、あるいは8割以上の子どもがというようなことは示されてございません。大体、それぞれの学校で7割から8割以上の間で達成できるようにということを目安としてございますので、これは保護者に対して、恐らく全ての学校が説明しているのではないかと考えてございます。

○委員 目黒区として頑張っているんだという成果を何らかの形で表現できないのかと思ったのです。何らかの説明を書き加えるような方向で、少しご検討いただければと思います。

要は、例えば数学とか理科は、かなり高い数字が出ている学校もありますし、こういった成果というものは目黒区の教育レベルをアピールする材料になると思いますので、何らかの形の公表をご検討いただければと思います。これは要望です。

○委員 1つ確認ですけれども、この評定というのは絶対評価ということだったんですけれども、絶対評価ながらもこういった先ほど参考にあった特異な評定状況についての縛りがあるという認識でよろしいでしょうかという質問が1点です。

それと、これは要望ですけれども、保護者からは、あの先生は5の評定を出してくれない、という噂を聞きます。それが、その中学校に進みたくない、中学校受験をさせようということにもつながります。要するに第3学年の評定は、内申書に響いてくる大事な評定なので、あの学校は内申書がとれないから、ほかの学校に行くという話はよく聞く話なので、教育指導課でもしっかりご指導いただきたいというのが要望です。

○説明員 ただいまご指摘のとおり、教員は適正に評価をしていかなければならないと思っておりますので、そういった噂は、あつてはいけないと思っております。

改めてご指摘いただいた点については、校長会、副校長会、教務主任会、進路指導主任会等の各学校のリーダーが集まっているところで、しっかりと周知をしてまいりたいと思っております。

○委員 最初の確認について回答いただいてよろしいですか。

絶対評価がありながら、その縛りはありますか。

○説明員 絶対評価でありますけれども、特異な評価にならないようなという形で、こういった縛りを東京都でつくっているものと考えております。委員ご指摘のとおり、これが都の入学者選抜の内申書にかかわってきますので、調査書点、これにかかわってきますので、そういった縛りは都全体であると捉えております。

○教育長 若干補足をいたしますけれども、私どもの年代のときは相対評価だったわけです。その学校の5、4、3、2、1の割合が決められていて、その学校の中ではそれぞれの成績によってつくわけですけれども、学校間格差がありますから、その比較をしますと、あの学校に行けば5が取れるとか、この学校に行くと3しか取れ

ないとか、そういうことが問題になって絶対評価に変わっていった背景があるのですけれども、絶対評価そのものも、よくよく分析していきますと、なかなか難しい問題をはらんでいて、これは目黒区教育委員会だけの問題ではなくて、文部科学省、そして東京都教育委員会としての課題であるわけですが、今、そういう検討がなされているのかどうかだけ、お話ししていただけますか。

○説明員 学習指導要領の改訂がされて3月31日に告示されましたけれども、この中では改めて学習評価についての記述が充実しました。

今回、学習指導要領の改訂の中で、それぞれの内容が3つの柱、知識・技能、思考力・判断力・表現力と、学びに向かう力・人間性という意欲の部分、この3つの柱で内容が整理されまして、この3つの視点で評価をしていこうということが示されましたので、より今後具体的にこの内容をどう見取っていくか。とりわけ3つの観点に減りましたので、関心意欲のところをどう見取っていくかということが非常に重要になってきます。

ですので、今後、国からもそういった研究が示され、小学校では32年度から実施されますけれども、そこまでにはある一定の方向性というのが示されていくのではないかと考えております。

○教育長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第3を議題とします。

### (日程第3 情報機器等の紛失について)

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございますか。

○委員 こういう事故が起きてしまったことは、仕方がないと思うのですが、その再発防止に向けてのところで、要するにUSBに暗号がかかっていたりとか、第三者が開けられないようなものであることも大切です。例えば、目黒区として、そういうUSBの取り扱いについて、標準的な決まりみたいなものがあるのかどうか。そこで暗号なり、第三者が開けられないようなものは、少しお金はかかるかもしれませんが、そういうことによって防止はできるわけなので、そういうところで何重にもロックをかけておけば、みんなが安心できるのではないかなと思います。



○説明員        基準といたしましては、持ち出すときに持ち出すデータの内容をしっかりと管理者が、承認していくというような手続が必要ですが、実際には、このUSBを購入し、渡した段階で全てを承認してしまったということになってございましたので、これについては改めて持ち出すデータの種類を最低限のものにするということを再確認するとともに、必要に応じて、今委員がおっしゃられたとおり、落としたときに利用されないような工夫をしていけば、こういったことにもならなかったのかと思っておりますので、また改めて検討させていただきます。

○教育長        その他ご質問等ございますか。  
特にないようですのでこの報告を受けました。  
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前9時35分閉会)